

## 市で収集・処理を行うごみ



# 雑貨品・小型廃家電類

収集日：月2回 ごみカレンダー 青色の日

### 電気製品、くつ、金属類、皮製品、ゴム、複合素材

- 複合素材でできている日用品のほとんどの物は、この分類になります。ゴム製品もこの区分です。ただし、一辺（縦・横・高さのいずれか）の長さが1m以上のものは、粗大ごみになります。
- 乾電池や燃料は必ず抜き取ってください。
- 一辺が60cmを超え1m未満の木工製品も、この分類になります。
- 4リットルを超える大きさの缶（一斗缶等）は、この分類です。



指定の袋で  
出します

サイズ	小袋 (20%)	大袋 (35%)
1枚当たり	20円	35円

1袋10枚での販売です

## 具体的な品目

### 小型家電



電気掃除機



炊飯器



ラジカセ

### ホースなどの長いもの

1m未満に切ってください



### 日用雑貨品



電球・LED照明



おもちゃ

### 傘や杖など、棒状の細い物



同じごみ区分のものであれば、直径30cm以下にまとめて1枚の共通収集シールで出せます

### 革製品・靴



くつ



ベルト

袋に入らないごみ、袋からはみ出すごみは袋に入れなくて1品につき1枚「共通収集シール」を貼って出してください。

